

令和8年度第1回高知市人権尊重のまちづくり審議会 議事録

日 時 令和8年8月25日（火）14：00～16：00

場 所 高知市役所たかじょう庁舎6階大会議室

出席者 審議会委員12名

岩佐 和幸、大平 武司、岡林 俊司、高石 昌諭、高橋 敦子、高林 藍子、
谷本 恭子、長澤 紀美子、松下 睦、松本 誠司、山中 千枝子、山光 康雄
（敬称略）

事務局

市民協働部	部長	明坂 通子
	副部長	吉村 建太郎
人権同和・男女共同参画課	課長	福富 大賀
	課長補佐	高見 あすか
	人権同和啓発担当係長	門屋 聡美
	男女共同参画担当係長	三谷 晴香
	主事	前田 景彪
総務課	課長	刈谷 昇二
人権・こども支援課	課長	谷本 直子

議 事 ・ 高知市人権施策推進基本計画における令和7年度事業実施報告
・ 高知市人権施策推進基本計画（令和8年度～令和12年度）における令和8年度事業報告
・ 差別事象及び人権に関する相談について
・ その他

資 料 ・ 資料1 高知市人権施策推進基本計画 令和7年度実施状況概要
・ 資料2 高知市人権施策推進基本計画 令和7年度実施状況一覧
・ 資料3 高知市人権施策推進基本計画（令和8年度～令和12年度）における
令和8年度具体的取組について
・ 資料4 高知市人権施策推進基本計画（令和8年度～令和12年度）
令和8年度事業実施内容一覧
・ 資料5 本市における差別事象及び人権に関する相談について
・ （参考資料）高知市人権尊重のまちづくり条例、高知市人権尊重のまちづくり審議会規則

事務局 「高知市人権施策推進基本計画における令和7年度事業実施報告」について、資料1及び資料2を用いて説明。

委員

事業No.86【姉妹・友好都市交流事業】について、蕪湖市での卓球大会に参加した2名のうち1名の生徒が私立高校に入学すると聞いた。本事業の交流の成果でもあろうかと思われる。

事務局

日中友好交流都市中学生卓球交歓大会、友好都市提携40周年記念訪問団の派遣のほかに、総務課では、高知商業高校の書道の作品を中国で展示したり、実際に中国で日本語を学んでいる方が日本語での弁論大会を行ったり、若い世代の交流ができるような企画も昨年度実施した。次世代の方が同世代の交流につなげていくように、中国だけではなく、姉妹都市を提携しているアメリカのフレズノ市やインドネシアのスラバヤ市等とも交流を深めていきたい。

委員

事業No.96 性的指向・性自認に関する【相談・支援体制の充実】について、相談件数が昨年度4件となっているが、年間の実績ということか。資料4の同事業No.71にも毎月1回時間を設けて支援団体が対応している旨の記載があるが、相談件数が伸びないということは、周知の改善が必要ではないか。近年、性的指向・性自認についての相談は、全国的にLINEに移行している。若い世代にとって電話で相談することは非常にハードルが高く、LINE等のSNSを使った相談に移行している現状があると思われる。その点についてはどのように考えているか。

また、事業No.37【ひとり親家庭等の相談及び就業自立支援】について、A評価となっており、就職率が上がったことを自課評価理由としている。他にもLINE相談でのひとり親家庭への相談支援や、母子父子支援プログラムの策定支援を行っているが、目標値や達成率を具体的に数値で書かれているとより分かりやすいと思われる。

事務局

事業No.96については、ソーレで行っている事業であり、年間の相談件数が4件である。ソーレでも相談件数が伸びていないことを受け、昨年度は「にじいろコール」相談カードを小中学校に配布する取組を実施し、周知を行った。ご指摘のように電話での相談がしづらい点は課題であるとソーレも感じており、検討しているが、LINEやメールでの相談は問題解決に繋げることが難しいという課題もあり、対応を検討している状況であると伺っている。

事業No.37については、昨年度に公式Instagramや公式LINEを開始し、新しい取組を行ったことでA評価に達したと考えている。公式LINEの友達追加が2,882件、フォロワー数が1,235件となっているが、所管課の子育て給付課で目標値は立てていないとのこと。人権の各取組は、相談が多ければ良い評価に繋がるのか等、目標値が立てづらい面もあり、この事業については目標値を立てていない。

委員

個々の事業で目標値が立てづらいことや、相談件数が多いことが成功なのかについては議論があらうかと思われる。既に優れた取組をしており、継続できていればA評価でも良いのではと思う。今後の検討課題として、何らかの達成目標を事前に示し、8割以上達成できればA評価とするような判断もあると思われるので、検討してもらいたい。

委員

事業No.5【市の外郭団体や指定管理者の人権研修への支援】について、「部落差別をなくする運動」強調旬間記念講演会や人権講演会では、外郭団体に呼びかけて参加しているが、市長部局の職員が段階的に受ける研修には、外郭団体が参加していないと思われる。部局研修等に外郭団体の職員も参加する体制を構築できないか。

事業No.21【「高知市平和の日」記念事業】について、高知市は平和都市宣言を行っているが、具体的な活動や啓発が不足しているのではないかとと思われる。

事業No.65【雇用促進・就労支援】について、シニア世代の再就職支援セミナーの参加者数・就業者数ともに目標を下回ったと記載があるが、セミナーの宣伝等はどのように行っているのか。

事業No.89【外国人住民のための行政情報の提供】について、東京では外国人を断る物件があるようだが、外国人の方が県内で住宅を探す際、外国人だからという理由で住宅確保が困難だというケースはあるか。

事務局

事業No.5について、「部落差別をなくする運動」強調旬間記念講演会等は外郭団体の職員にも参加してもらっているが、各部局の研修に、所管する外郭団体の職員が参加できるかどうかは、外郭団体の意向や各部局の研修内容にもよるかと思われる。ご意見を踏まえ、対応できるところは進め、庁内での情報共有を図っていく。

事業No.21について、8月6日を平和の日と定め、約1週間程度平和展を行っている。企画は平和活動をされている団体員を含めた実行委員会形式で進めており、毎年テーマを決めて講演会等を実施している。非核宣言に関しては、日本非核宣言自治体協議会に本市も参加している。具体的に、本市小学生とその保護者が長崎市で語り部の方に取材をし、新聞作りをする活動を行い、平和の日の記念事業の一環として活動報告をするなどの活動を実施している。

事業No.65について、高知市雇用創出促進協議会が実施しているシニア世代への再就職支援セミナーは、雇用創出促進協議会のホームページへの掲載、チラシを作成して市民会館やふれあいセンター等への配布、地区を決めてのポスティング等で周知を行っている。昨年度参加者数が目標を下回った要因としては、ハローワークも同様のセミナーを実施しており、同じ時期に重なってしまったことが大きいと考えている。

事業No.89について、技能実習生等は受入企業が住宅を確保した上で入国する決まりになっている。一方、仲介支援団体等からは、市内でも貸住宅が借りにくい、大家さんが貸してくれないという声が届いている。市内大手企業では一棟借上げや寮の建設等の対応も行われているが、貸し渋りの実態について量的な把握までは至っていない。

委員

事業No.18【市民啓発活動】の推進で、広報「あかるいまち」に掲載とあるが、別の会議で外国人の方に広報紙が届かないという話があった。高知市の場合、広報紙はどのように配布されているのか。

事務局

広報紙「あかるいまち」の配布方法は原則全戸配布となっている。不要の申出がある方を除き、全戸に配布することが規則で定められている。全戸配布に当たっては、社会福祉協議会や民生委員に委託している。

事務局

「高知市人権施策推進基本計画（令和 8 年度～令和 12 年度）における令和 8 年度事業報告」について、資料 3 及び資料 4 を用いて説明。

委員

事業No.37【認知症サポート事業】について、福祉や高齢者の計画では「フレイル予防」という用語が用いられるが、人権の計画や事業において「フレイル予防」は用いられないのか。

事務局

人権の計画ということもあり、人権に関わる部分を中心に記載している。「フレイル予防」は主に健康関係での取組となり、人権には該当性が薄いと考えている。

委員

事業No.28【校内教育支援センター事業】について、学びの多様化学校「SOLA」が 4 月から開校したと聞いたが、現状と今後の見通しや予定を知りたい。

事務局

学びの多様化学校「SOLA」は、潮江中学校の分教室として潮江市民図書館内に設置している。今年度は 8 名の教職員と 13 名の生徒が在籍し、1 学期は生徒全員が毎日登校できている。今年度新設したばかりなので、現在のところ 2 校目の計画はない。学校現場では、校内教育支援センター事業として、中学校に校内サポートルームを設置することに注力しており、今年度新たに 3 校増やし、各学校の居場所づくりを進めている。

委員

従来の学校に行きづらくなっているこどもたちの居場所が増えてほしい。学びの多様化学校「SOLA」で 13 名の生徒が継続して登校できていることは素晴らしい。

委員

人権課題「子ども」について、こども基本法で「こども」は心身の発達の過程にあるものと定義され、18 歳未満に限らず大学生や 20 代前半も含めた若者まで継続した伴走支援が求められている。今後はヤングケアラーも含め、20 代前半までの若者も人権課題の対象となるような啓発を行ってもらいたい。こども時代の問題を解決できないまま生きづらさを抱えている若者もいるので、権利をより広く捉えてもらいたい。

事業No.8【DV・困難女性の相談体制の充実】の困難女性等相談支援員について、県の支援調整会議や DV 等被害者支援ネットワーク会議への出席と記載があるが、家庭内の DV 問題と児童虐待問題はほぼ重なっていると言われている。児童虐待防止の会議や要保護児童対策地域協議会の会議等にも困難女性等相談支援員が参加し、DV と児童虐待の事例を合わせて支援を行い、解決に繋げていく取組が必要ではないかと思われる。

事務局

こどもの人権をより広く捉えるという点について、事業No.18 はこども政策課の事業で、「こども」をひらがな表記としており、青年期も含め広く捉えている。今後必要な事業や啓発については、関係各課と協議しながら内容を検討していく。

事業No.8について、DV と児童虐待の事例が重なっている現状は把握している。要保護児童対策地域協議会の会議への直接参加には至っていないが、児童虐待を所管する部署とは必要に応じて担当者間で連携する仕組みができている。今後もスムーズに対応できるよう体制を充実させていく。

委員

困難女性等相談支援員について、女性相談支援センターでは身柄を預かり安全を確保した上で支援を行うが、要支援者が地域に戻ってからの伴走支援までは担いきれない。DV の問題だけでなく、生活困窮や児童虐待、疾病、障がい等の複合的な問題を抱えている人がほとんどであり、生活保護や児童虐待の部署と連携して対応できる相談員が確保されたことはありがたい。

委員

事業No.20【児童虐待予防推進事業】について、全国的にヤングケアラーが増えている中、高知市内の状況はどうなっているか。また、子ども家庭支援センターが複合的な問題を抱え、専門的な伴走支援が必要である中、人事異動によって数年で担当が代わるのではなく、社会福祉士や臨床心理士等の専門職が対応できる体制が必要ではないかと思われる。

事務局

令和7年度におけるヤングケアラーの新規相談受理件数は4件。高知市のヤングケアラーコーディネーターは、学校の支援会での助言や教職員向け啓発冊子の定期発行による早期発見、連携促進を行っている。また、ヤングケアラーコーディネーターの役割として、子ども家庭支援センターのケースワーカーに対する助言や協働も担っており、ケースワーカーと連携し、研修等を行いながら事業に取り組んでいる状況である。

事務局

「差別事象及び人権に関する相談について」、資料5を用いて説明。
(議事内容は非公開)

以上